

第 4 次糸魚川市総合計画の策定について

1 策定の趣旨

「糸魚川市総合計画条例」に基づき策定するもので、本市の目指す方向とそれを実現するための施策を明らかにした「まちづくりの基本方針」であり、各種計画や施策の基本となる最上位計画として策定する。

2 これまでの経過と今後のスケジュール

時期	対応等
令和 8 年 6 月 29 日	総務文教常任委員会で序論素案、基本構想素案の策定状況報告
7 月	総合計画審議会分科会で基本計画素案協議 第 1 分科会（7/10、7/28） 第 2 分科会（7/13、7/30）
8 月 20 日	総合計画審議会で序論素案、基本構想素案、基本計画素案協議
8 月	意見等の反映、内容修正
9 月 2 日	総合計画審議会から市長への中間答申
9 月 11 日	総務文教常任委員会で中間答申案（序論案、基本構想案、基本計画案）策定状況報告
9 月～10 月	意見等の反映、内容修正
10 月～11 月	パブリックコメントの実施
11 月 2 日、4 日	市議会全員協議会での審査
11 月	総合計画審議会から市長への最終答申
11 月	内容精査（最終調整）
12 月	市議会へ基本構想議案上程
12 月～3 月	構成デザイン・印刷製本
令和 9 年 3 月	完成・公表

※議案上程までの間、総合計画審議会を適宜開催し内容検討を行う。